

ID: 234

担当部署: 上下水道課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町農業集落排水施設条例 第12条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第150号		
【根拠条文】			
(使用料等の徴収)			
第12条 町長は、排水施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。			
2 使用料は、施設の維持管理に要する経費で、次条のとおり算定した額について、納入通知書により徴収する。			
【基準】			
根拠条文及び第13条の規定による。			
(使用料の算定方法)			
第13条 一般家庭の使用料の額は、町長が認定する世帯及び世帯員につき、別表第2により算定した基本料金と世帯員割との合計額とする。			
2 一般家庭以外の使用料の額は、町長が認定した使用者が水道水等を使用し排除した汚水量に応じ、別表第3に定めるところにより算定した基本料金と超過料金との合計額とする。			
3 世帯員割及び利用者割にかかる使用料の算定基準日は、毎月1日とする。ただし、中途加入者の場合は、加入時の人数とする。			
4 1箇月の使用日数が14日以下の場合は月使用料金の半額とし、15日以上の場合は月使用料金の全額として算定する。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日